

## 落葉・剪定枝を利用した堆肥の生産について

平成23年8月1日に、放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値が設定されました。都内においても、一部の腐葉土及び剪定枝堆肥から暫定許容値を超えた放射性セシウムが検出されています。そのため、裏面の農林水産省の通知のとおり、23年度産の落葉や剪定枝を原材料とした堆肥の生産及び施用は見合わせるようお願い致します。

放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土中に含まれることが許容される最大値(暫定許容値) 400 ベクレル/kg(製品重量)

ただし

- ① 農地で生産された農産物の全部又は一部を当該農地に還元施用する場合
- ② 畜産農家が、飼料を自給生産する草地・飼料畑等において、自らの畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合
- ③ 畜産農家に供給する飼料を生産している農家等が、当該飼料を生産する草地・飼料畑等において、当該飼料の供給先の畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合

においては、この限りではありません(検査しなくても施用できます)。

なお、堆肥生産を見合わせると農業経営の継続が困難になるため、やむを得ずご自分の農地以外の落葉や剪定枝等を利用して堆肥を生産する場合は、農地への施用前に放射性物質検査を行って安全を確認して頂く必要があります。

### 【問い合わせ先】

東京都中央農業改良普及センター	電話	042-465-9882
〃 西多摩農業改良普及センター	電話	0428-31-2374
〃 南多摩農業改良普及センター	電話	042-674-5971
〃 大島支庁産業課	電話	04992-2-4431
〃 三宅支庁産業課	電話	04994-2-1312
〃 八丈支庁産業課	電話	04996-2-1113
〃 小笠原支庁産業課	電話	04998-2-2122

# 農地の汚染拡大の防止、 安全な農畜産物の生産のために

～肥料・飼料等の放射性セシウムの暫定許容値を設定しました～

## 大切な農地を守り、安全な農畜産物を生産するために

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の影響で、原発周辺県で収集された堆肥原料(家畜排せつ物、落ち葉、わら等)が高濃度の放射性セシウムで汚染されている可能性があります。

汚染された原料でつくられた堆肥等を農地に使用すると、農地土壌中の放射性セシウム濃度が増加する可能性が高くなります。さらに、その農地で生産される農作物の放射性セシウム濃度が食品衛生法の暫定規制値を超える確率が増大します。このため、農地の汚染を拡大しないよう堆肥等の暫定許容値を定めました。

また、稲わら、米ぬか等は飼料や飼料原料として使われることも多く、家畜排せつ物や肥料を経由して農作物に吸収されるだけでなく、畜産物に放射性セシウムが移行する可能性もあります。このため、食品衛生法の暫定規制値を超えない畜産物を生産するために飼料の暫定許容値を定めました。

### 耕種農家の皆様へ

 暫定許容値を下回る堆肥・土壌改良資材・培土等を使いましょう。

そのために

- ◆ 堆肥等を購入する場合は、販売業者等にいつ・どこで・どのように生産・保管されたかについて確認しましょう。
- ◆ 自ら生産した堆肥等を使う場合は、使った材料や生産時期、保管方法等を確認し、その取扱について県に相談しましょう。

### 畜産農家の皆様へ

 暫定許容値を下回る飼料を使いましょう。

そのために

- ◆ 粗飼料を購入する場合は、販売業者等にいつ・どこで・どのように生産・保管されたかについて、確認しましょう。
- ◆ 配合飼料を購入する場合は、原料管理を含め適切に製造・管理されたものであることを販売業者等に確認しましょう。

#### 堆肥・土壌改良資材・培土

**400**  
ベクレル/kg

**放射性セシウムの  
暫定許容値**

#### 飼料(牛、馬、豚、鶏、うずら用)

**300**  
ベクレル/kg

- ◆ 稲わら等を刈り取った圃場にそのまますきこむ場合や畜産農家が自分の経営内で生じた家畜排せつ物又は堆肥を自給飼料畑へ使用する場合等は暫定許容値の確認は必要ありません。
- ◆ 東北・関東地域で収集された落ち葉を材料とした腐葉土等の生産や使用をしないようにしてください。
- ◆ 23年産のわらについては、暫定許容値を下回ることが確認されるまで使用しないようにしてください。

- ◆ 繁殖牛・育成牛に給与される牧草、飼料作物、わら等の粗飼料で
  - ① 自家用に生産された粗飼料
  - ② 近隣の市町村内において、耕種農家と畜産農家の契約に基づき、堆肥と交換することにより提供された粗飼料等は、3000ベクレル/kgまで例外的に使用できます。
- ◆ めん羊、山羊、鹿は牛に比べて放射性物質が体内に移行する割合が大いなので、東北・関東地域では当面、放牧及び事故後に当該地域で生産された粗飼料の給与をしないようにしてください。詳細は県へご相談下さい。

農林水産省お問い合わせ先(代表:03-3502-8111)

- 堆肥について 消費・安全局農産安全管理課 (内線 4508)
- 土壌改良資材について 生産局農産部農業環境対策課 (内線 4762)
- 培土について 生産局農産部技術普及課 (内線 4728)

- 飼料について 消費・安全局畜産安全管理課 (内線 4546)
- 家畜排せつ物について 生産局畜産部畜産振興課 (内線 4925)
- 畜産環境・経営安定対策室 (内線 4890)